

## 新庄村空き家改修補助金交付要綱

平成30年6月13日

告示第68号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の有効活用による移住・定住促進と空き家の流通促進を図るため、空き家の改修に要する経費に対し、予算の範囲内において、空き家改修に係る補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関して新庄村補助金等交付規則(昭和50年規則第4号)に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)村内に存在する建物をいう。ただし、事業の用に供することを目的とする建物を除く。
- (2) 空き家情報バンク 新庄村空き家情報バンク設置要綱(平成27年12月28日告示第193号)第2条第3号に規定するものをいう。
- (3) 補助対象空き家 新庄村空き家情報バンク設置要綱第6条第1号の規定により、新庄村空き家情報バンク登録台帳から登録抹消した物件のうち売買(3親等以内での売買を除く。)を理由に抹消した物件をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象空き家に居住するために補助対象空き家の売買契約を締結した者(以下「買主」という。)で、当該契約の契約締結日から1年を経過していない者とする。

(補助対象工事)

第4条 補助の対象となる改修工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が発注する工事
- (2) 居住のために必要な設備、内装、屋根、外壁その他の改修工事
- (3) 前条に規定する契約の契約締結日から1年以内又は平成33年3月31日のいずれか早い

日までに完了する工事

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象工事費の2分の1以下とし、上限を50万円とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一物件に対して1回を限度とする。

3 補助金の交付回数は、同一申請者(同居人を含む。)に対して1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 申請者は、新庄村空き家改修補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を全て添付し、村長に提出しなければならない。

(1) 建物登記事項証明書の写し又は建物売買契約書の写し

(2) 施工業者の見積書の写し

2 申請者は、複数の補助対象工事を一括して申請することができる。

(交付決定)

第7条 村長は、前条による書類の提出があったときは、この要綱に基づき審査し、補助金の交付の可否を決定し、申請者に対して新庄村空き家改修補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)(以下「決定通知書」という。)により速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、決定通知書の交付を受けた場合において、当該通知に係る決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、決定通知書を受理した日から20日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績の報告)

第9条 申請者は、補助対象工事を完了したときは、平成33年3月31日までに速やかに新庄村空き家改修補助実績報告書兼請求書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を全て添付し、村長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事に係る領収書の写し

(2) 工事費等内訳書

(3) 工事前後の写真

(4) その他村長が必要と認めるもの

2 村長は、前項の規定による報告を受け、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その内容が適当であると認めるときは、補助金を確定し、新庄村空き家改修補助確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 村長は、補助金の確定を通知した日から60日以内に補助金を交付する。

(補助金の返還)

第11条 村長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があつたときは、その全部又は一部について返還を求めることができる。

2 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に返還命令額を返還しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成33年5月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

2 前項の規定による失効前の新庄村空き家改修補助金交付要綱の規定に基づき交付された補助金に係る同要綱第11条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

【様式ファイルあり】

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月

新庄村長 様

申請者 住所  
氏名

新庄村空き家改修補助金交付申請書

新庄村空き家改修補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて  
請します。

記

補助対象空き家の 所在地		
空き家バンク 登録番号	第 号	
補助対象工事費 (消費税額を含む)	円	
補助申請額	円 ※補助対象工事費の2分の1以下、1,000円未満	
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
施工業者	住所・ 所在地	
	氏名・ 名称	

必要書類：(1)建物登記事項証明書の写し又は建物売買契約書の写し(2)施

【様式ファイルあり】

様式第 2 号(第 7 条関係)

新第

年 月

様

新庄村長

新庄村空き家改修補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新庄村空き家改修補助金交付申請について、新庄村空き家改修補助金要綱第 7 条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付申請に対する決定内容	交付 ・ 不交付
補助金の交付額	金 円
補助金を交付しない場合又は申請額と交付決定額が異なる場合はその理由	

【様式ファイルあり】



様式第 3 号(第 9 条関係)

年 月

新庄村長 様

申請者 住所  
氏名

新庄村空き家改修補助実績報告書兼請求書

年 月 日付 新第 号で交付決定を受けた新庄村  
空き家改修補助金に係る工事が完了したので、必要書類を添えて報告します。

なお、補助金の金額が確定されたときは、当該補助金を請求しますので、  
記の口座に振り込んでください。

記

補助対象空き家の 所在地	
補助対象工事費	円(消費税額を含む)
補助決定額	円
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで

必要書類：(1)補助対象工事に係る領収書の写し(2)工事費等内訳書(3)工事  
後の写真(4)その他村長が必要と認めるもの

口座振込依頼書			
下記口座に振り込みくださるよう依頼します。			
	金融機関名	支店名	口座番号
振込先	銀行	店	普通 当座
	農協	支所	
	信用金庫	出張所	
口座	(フリガナ)		

【様式ファイルあり】

様式第 4 号(第 9 条関係)

新第

年 月

様

新庄村長

新庄村空き家改修補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新庄村空き家改修補助金  
について、審査の結果、空家改修補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額	金	円
補助金の交付予定日	年	月 日

様式第1号(新庄村空き家改修補助金交付申請書)

様式第2号(新庄村空き家改修補助金交付・不交付決定通知書)

様式第3号(新庄村空き家改修補助実績報告書兼請求書)

様式第4号(新庄村空き家改修補助確定通知書)